

特別養護老人ホーム高寿園入居規程

1 目的

この規程は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第6条第3項に基づく入居決定の透明性・公平性を確保するため、入居に関する手続き及び基準を定め、施設サービスを円滑に実施することを目的とする。

2 入居申込み

(1) 入居申込みの方法

特別養護老人ホーム高寿園（以下「高寿園」という。）への入居申込みは、高寿園の定める入居申込書により行う。

(2) 入居申込みの受付

① 受付の事務

入居申込みを受け付ける際に、原則として入居申込者及びその家族等と面接を行い、必要に応じて健康診断書等の提出を求める等、心身の状況や病歴等の把握に努めるとともに、入居順位の決定方法等について説明を行う。

② 受付簿の管理

入居申込書を受理した場合は、受付簿にその内容を記載して管理する。また、入居や辞退等の事由が生じた場合は、その内容を記録することにより、入居申込書の取扱いの経緯を明らかにする。

3 入居順位の決定

入居申込者の要介護度、居宅サービスの利用状況、介護者の介護力等に基づく別表「入居判定基準」（以下「判定基準」という。）により算定した点数に基づき、次に定める入居検討委員会が検討し、決定する。

4 入居検討委員会

(1) 高寿園は、公平・適正な入居順位の決定のために、入居検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(2) 委員会の委員は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、栄養士、介護支援専門員及び施設以外の第三者で構成する。

(3) 委員会は、施設長が召集し、概ね3か月に1回程度開催する。

(4) 委員会は、合議により入居の必要性の検討を行い、入居順位名簿を整備・調整する。

(5) 委員会は、協議の内容を記載した会議録を作成し、5年間保存するとともに、県又は市町村から求められた場合には、これを提出するものとする。

5 入居者の決定

施設長は、入居順位決定名簿に基づき入居者の決定を行うものとする。

ただし、入居者の決定にあたっては、施設における利用者の生活全般の安全と安定を図るうえで、次の項目を勘案して入居者の決定を調整する。

(1) 性別

(2) 重度認知症等により激しい行動障害が見られる場合

(3) 感染症（伝染のおそれのある疾患）

また、入居申込者の都合により入居辞退があった場合は、一時的に入居決定を繰り下げる取扱いとする。

6 特別な事由による入居

高寿園の退居者の再入居及び市町村から老人福祉法第 11 条第 1 項第 2 号の規定に基づく措置入居依頼があった場合、また、平成 12 年 11 月厚生労働省告示第 359 号に係る特例利用者については、判定基準及び委員会の審議によらず、施設長の判断において、入居を決定することができる。

7 入居規程の公開

本規程は、施設内に掲示し、公開するものとする。

8 その他

(1) 守秘義務

施設の職員及び委員会の第三者委員は、業務上知り得た入居申込者やその家族等に関する個人情報等を漏らしてはならない。また、施設を退職した後及び委員を退任した後も同様とする。

(2) 説明責任

高寿園は、入居順位の決定等について責任者を定め、入居申込者や家族等から入居の判定等に関する説明を求められた場合に、適切に対応するものとする。

【附 則】

- ・この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する
- ・この規定は、平成 27 年 11 月 1 日から適用する